明らかガイドラインシート

申請年月日：　　年　　月　　日

申 請 者：氏名　　所属・職名

連 絡 先：Tel　　E-mail

以下の各項目について、確認すること。
なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「ー」にチェックを付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、明確な説明はないものと推定する。	□はい □いいえ □ー
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。 ・小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない ・当該貨物等に関係する事業経験がほとんどない又は全くない。 ・当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。	□はい □いいえ □ー
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供したがらない場合は、明確ではないものと推定する。	□はい □いいえ □ー
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。	□はい □いいえ □ー
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	□はい □いいえ □ー
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	□はい □いいえ □ー
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供したがらない場合には、合理的・整合的ではないものと推定する。	□はい □いいえ □ー
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	□はい □いいえ □ー
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	□はい □いいえ □ー
表示、船積み、輸送ルート、梱包	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	□はい □いいえ □ー
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	□はい □いいえ □ー

等における態様	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	□はい □いいえ □―
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	□はい □いいえ □―
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	□はい □いいえ □―
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	□はい □いいえ □―
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	□はい □いいえ □―
外国ユーザーリスト掲載企業・組織等	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。 イ　リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。 ロ　リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、 通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。	□はい □いいえ □―
	⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。	□はい □いいえ □―
	⑲輸出令別表第３の２に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者(外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。)とする輸出等にあっては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物等に該当しないこと。	□はい □いいえ □―
その他	⑳その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。	□はい □いいえ □―

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。